

公告

(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構横浜センター（JICA 横浜）が、2020 年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件に関する問い合わせは、JICA 横浜 総務課（045-663-3252）宛に御願います。

2020 年 9 月 29 日

独立行政法人国際協力機構
横浜センター
契約担当役
所長 熊谷 晃子

2020年度～2021年度 JICA 海外移住資料館管理・運營業務委託契約【研究・学芸部門】その3に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構横浜センター（以下「JICA 横浜」という。）は、以下のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

本業務は、政府による移住事業と日系社会の発展全般を扱う唯一の資料館である JICA 横浜 海外移住資料館（以下「資料館」という。）の業務のうち「研究・学芸部門」に該当する所蔵資料の利活用に向けた整理促進を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人 海外日系人協会（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、2002年の資料館開館以来、長期に亘り所蔵資料の発見・収集、分類、保存、利活用まで一貫した所蔵資料の管理業務を行っており、内閣府承認の歴史資料等保有施設である日本人の海外移住の専門資料館としての歴史資料の取り扱いに十分な知見を有しています。また特定者は日本人の海外移住史および我が国内外の日系社会に精通し、移民送り出し数の多かった都道府県、日本移民学会会員等の学識経験者および日本人の海外移住を扱う内外の類似施設との協力関係やネットワークを活用して「JICA 海外移住資料館管理・運營業務委託契約【研究・学芸部門】」（2018年度～2022年度）および「JICA 海外移住資料館管理・運營業務委託契約【研究・学芸部門】」（2019年9月～2022年度）の受託業務を実施しています。所蔵資料の管理を含む資料館の研究・学芸部門の業務全体を十分把握した上で資料の収集から整理、保存、利活用まで一貫した整理分類および利活用の基準・方法を蓄積しており、本業務を適切かつ確実に実施することができるものと考えます。

以上の理由により、本業務の実施に必要な管理運営能力及び関係機関との円滑な業務調整能力の双方を有する機関と推定されることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていると考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、様式1 参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

別紙1 JICA 海外移住資料館管理運營業務【研究・学芸部門】その3概要の通り。

2 応募要件

(1) 基本的要件：

業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる者。

(2) 資格要件等：

- ① 公示日において令和01・02・03年度全省庁統一資格若しくは平成31・32・33年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一

- 資格保有者」という。) であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行っている場合は、更生計画又は再生計画が発効していること。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
- ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）が、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していること。なお、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。
- 当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。
- ア. 応札者の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 応札者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 条）に定める禁止行為を行っている。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2020 年 10 月 8 日（木）正午まで（郵送の場合、期間内必着） ※公示日より 10 日間
------------------	------	--

	提出場所	〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港 2-3-1 JICA 横浜 総務課 (担当 森田)
	提出書類	参加意思確認書 (様式 1) 同書の 2 応募要件に求められる実績等を証明する資料 (写し可)
	提出方法	持参又は郵送 ※郵送 (配達記録の残るものに限る) する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 16:00 まで (正午から 14:00 までは除く) に上記提出場所へご持参ください。
(2) 審査結果の通知	発送日	2020 年 10 月 12 日 (月)
	通知方法	郵送
(3) 応募要件無しの理由請求	請求期限	2020 年 10 月 15 日 (木)
	請求方法	持参又は郵送 ※郵送 (配達記録の残るものに限る) する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで (正午から 14:00 までは除く) に上記提出場所へご持参ください。
	回答予定日	2020 年 10 月 20 日 (火)
	回答方法	郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記 3 (3) を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札 (総合評価落札方式) または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します
- (11) 契約書作成の要否：契約金額により、作成しない場合もあります。
- (12) 契約経費：当機構が実施する JICA 横浜 海外移住資料館管理運営の実績もしくは類似業務単価に基づく諸経費 (業務人件費、業務管理費)、その他業務実施に必要な直接費 (資機材費等) を支払います。
- (13) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」
(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/index.html>) にて公開中です。

(14) 情報の公開について：

本公示により、公募参加確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構公式ウェブサイト上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、公募確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、公募参加確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報：

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日：

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供：

契約締結日から1か月以内に、所定の様式にて必要な情報をご提供いただくこととなります。

担当部課：JICA 横浜 総務課

以 上

JICA 横浜 海外移住資料館管理運營業務【研究・学芸部門】その3 概要

1. JICA横浜 海外移住資料館について

独立行政法人国際協力機構（以下、「機構」という。）は、国際協力機構法第13条第5号イに基づき、日本人の海外移住の歴史、世界の日系社会に関する資料・情報の収集・整理、調査・研究を、我が国政府による移住者・日系人に対する支援事業の実施状況を踏まえつつ、実施するとともに、これら情報・資料の展示、情報提供等を通じた海外移住についての知識普及および教育を国内外に行うことを目的として、2002年（平成14年）のJICA横浜開設時に、JICA海外移住資料館（以下「海外移住資料館」という。）をJICA横浜センター（JICA横浜）の施設内2階に設置しました。

海外移住資料館が設置されている横浜は、今から150年前、1868年（明治元年）にハワイ向け移住者（「元年者」と言われている）が出航した港であり、戦前・戦後を通じて多くの移住者を送出した場所です。横浜には多くの移民宿や移民向け貿易会社等が存在し、日本各地から参集した移住者が時間を共にしました。戦後は、1956年（昭和31年）外務省により横浜市根岸に移住斡旋所が開設され、1964年（昭和39年）海外移住事業団（当時）に移管され「海外移住センター」と改称された後も、横浜は海外移住の拠点となってきました。こうした経緯により、JICA横浜の施設内に海外移住関連の資料館が設置されることとなったものです。さらに2013年には内閣府より「歴史資料等保有施設」に指定され、一層の体制強化が必要になっています。

海外移住資料館管理・運營業務では、我が国政府による国策としての海外移住の歴史や、戦後政府が実施してきた日系人支援事業を踏まえつつ、資料・情報の収集・整理、調査・研究を行うことと、日本人移住者の活躍や歴史、世界の日系社会に関する知識の普及を図るため、海外移住資料館への来館者を確保することが中心的な課題です。

このため、海外移住資料館には、①移住関連情報の収集・調査・研究にかかる国内枢要拠点としての「研究・学芸」部門と、②研究の成果を一般来館者や修学旅行や校外活動の一環として来館する児童・生徒向けに提供する「展示・イベント」部門の二つの役割が求められます。

「研究・学芸部門」には、長年にわたる移住研究の蓄積や世界中に散らばっている多数の海外移住者・研究者との豊富な人脈を有する機関を必要とし、また、「展示・イベント」部門には魅力的な展示や工夫を凝らしたイベントを効率的・効果的に提供する知見を有する機関が必要であるとの考えが2018年度の「JICA海外移住資料館管理・運營業務委託契約【研究・学芸部門】および同契約【展示・イベント部門】の締結時点で行っている整理です。

「海外移住」というのは極めて特殊な分野であり、現在ではそれを組織的かつ総合的に追及している機関は公益財団法人「海外日系人協会」を置いて他にないとの考えから、「研究・学芸部門」については、終戦直後の窮乏期にLARA物資に代表される援助物資を提供してくれた海外の日系人社会に対して感謝と敬意を表するためにはじめられた「海外日系人大会」の事務局組織として発足し、その後は長年にわたり移住

研究や日系社会支援において中核的役割を果たしてきた公益財団法人「海外日系人協会」と「JICA海外移住資料館管理・運営業務委託契約【研究・学芸部門】」（2018年度～2022年度）および「JICA海外移住資料館管理・運営業務委託契約【研究・学芸部門】その2」（2019年9月～2022年度）を締結して実施中です。本業務はこれらの契約で実施している資料の収集から利活用までの一連のプロセスと一体化した整理分類および利活用のための業務です。

他方、「展示・イベント」部門については、（公社）青年海外協力協会（JOCA）と「JICA海外移住資料館管理・運営業務委託契約【展示・イベント部門】」（2020年度～2022年度）を締結して実施中です。

【施設概要】

海外移住資料館は、慶応2年（1866年）の海外渡航禁止令の廃止以来の日本人の海外移住をテーマとした常設展示場、日本人の海外移住の歴史と海外日系社会等に関する特定テーマによる期限付きの展示を行う企画展示室、移住関連資料・書籍を整備し一般からの情報照会等に対応する閲覧室（海外移住）、内外の移住関連資料館等とのネットワークにより構成されるデジタル移住ネットワークおよび一般収蔵庫・写真特殊収蔵庫を有する。

常設展示の内容は、創設時に特別監修をいただいた故・梅棹忠夫氏（国立民族学博物館初代館長）の「われら新世界に参加す」をコンセプトに、国立民族学博物館や日本移民学会などの協力を得て製作された。当機構（前身の海外協会連合会、海外移住振興会社、海外移住事業団および国際協力事業団）が、太平洋戦争後、主に中南米への移住事業の一翼を担っていたことから、中南米と、それに先行するハワイ、北米への移住を主な展示対象としている。

企画展示は、特定のテーマについて年2～4回程度計画・実施されているもので、これまでは国・地域、移民県、スポーツ・絵画などをテーマとして展示を行っている。

閲覧室は、収集した資料の一般公開を目的とした施設である。

デジタル移住ネットワークは、海外移住資料館のホームページ機能に加え、広島市デジタル移民博物館やオキナワポリビア歴史資料館等内外の移住関係資料のヴァーチャル展示を行うものである。

バックヤードには収集した一般資料や写真資料等が保管されており、その分類・整理も重要な業務である。

- (1) 施設の名称・所在地
名称：独立行政法人国際協力機構横浜センター 海外移住資料館
所在地：神奈川県横浜市中区新港2-3-1 横浜センター2階
- (2) 施設面積：計 1,260㎡
常設展示場：732.2㎡
企画展示室：130.1㎡
図書資料室（海外移住）：56.5㎡
移住資料書庫：67.1㎡
一般収蔵庫：243.1㎡
写真特殊収蔵庫：31.0㎡
- (3) 所蔵資料点数等
常設展示資料数：約1,500点

- 文献・図書類 : 約31,000点
- アーカイヴ類 : 約5,000点 (名簿、旅券、身分証明書、契約書や証書、新聞、会報、報告書、教科書等)
- 写真・映像類 : 約10,000点 (写真、ネガ、ポジ、ビデオフィルム、カセットテープ、レコード類)
- 標本類 : 約2,000点 (日本から移住先国へ携行した行李、トランクや日用品、移住先国で使用した農機具や漁具、太鼓や野球用具などの娯楽に関する用品等)

(4) 開館時間、休館日

一般来場者が入館・入室できる曜日と時間は以下のとおり。但し、機構担当部署の指示により、節電対策や施設の運営・管理上の都合で開館時間の変更や休館日の変更を要する場合がある。

① 常設展示場および企画展示室

- a. 開館時間 火曜日から日曜日 10:00~18:00 (入館は17:30迄)
- b. 休館日 月曜日 (月曜日が祝日の場合は翌日)、年末年始 (12/29から1/3)

② 閲覧室

- a. 開館時間 火曜日から土曜日 10:00~18:00 (入館は17:30迄)
- b. 休館日 日曜日、月曜日、祝日、月末 (書庫整理日)、年末年始 (12/29から1/3)

(5) 主要実績 (2019年度)

入館者数 : 43,043人、開館以来の累計人数 : 611,932人

教育プログラム参加者数 : 9,508人

アンケート結果【とても良い、良いの回答割合】 : 96%

(6) 皇室御行幸啓等実績

海外移住は皇室行事とも密接に関係しており、海外移住資料館には皇室関係者が頻繁に来館する。

- ① 2004年4月8日 : 天皇皇后両陛下御行幸啓
- ② 2006年9月25日 : 秋篠宮殿下御視察 (企画展「パラグアイ展」もご覧になり、その後パラグアイ移住70周年記念式典にご臨席)
- ③ 2009年12月4日 : 皇后陛下御行啓 (企画展示「海を渡った花嫁物語」ご観覧)
- ④ 2015年6月18日 : 秋篠宮同妃両殿下御視察 (企画展「移民画家半田知雄の世界」ご観覧)
- ⑤ 2016年7月8日 : 秋篠宮眞子内親王殿下御視察 (非公式訪問。その後、パラグアイ移住80周年記念式典にご臨席)
- ⑥ 2018年5月21日 : 秋篠宮眞子内親王殿下御視察 (7月の日本人ブラジル移住110周年記念式典へのご出席を前にご視察。企画展「南国土佐をあとにしてー海を渡った『いごっそう』ー」をご観覧)
- ⑦ 2019年4月22日 : 秋篠宮眞子内親王殿下御視察 (7月のペルーとボリビアへの移住120周年記念式典ご出席を前にご視察。企画展「マチュピチュ村を拓いた男 野内与吉とペルー日本人移民の歴史」ご観覧)

2. 本業務の概要

(1) 契約業務名

JICA 横浜 海外移住資料館管理運営業務【研究・学芸部門】その3

(2) 業務内容

① 学芸業務

既契約を含む業務全般として常設展示スペース、閲覧室、一般収蔵庫および写真特殊収蔵庫に収蔵している資料や物品に関する調査・研究を行い、関連情報とともに整理し、活用できるよう台帳（データベース）を整備する。また歴史的背景等に関する情報についてもあわせて収集・整理することにより、外部からの学術的・一般的な照会に対応しうるものとする。

このうち本契約にて行う主な業務は以下のとおり。

a) 所蔵資料の整理促進

未登録の所蔵資料（標本）のうち、未登録資料（約3,750件）について仮登録（タイトル、名称、受入れ情報、所在等の登録）を行い、既に仮登録済の資料（約2,160件）については目録として公開可能なレベルの情報基準の検討を行い、それに適った情報（来歴他）を登録する。

b) 映像・画像資料の著作権処理

海外移住資料館写真特殊収蔵庫で保管している映像・画像資料に関し、企画展示や各種イベントでの視聴・利活用に関する国内・海外からの要望およびニーズは多いものの、著作権の扱いについて明らかでない資料が多く、極めて限定的な利活用にとどまっている。将来的な利活用の促進に向けて、これら資料の著作権の扱いを明らかにし、利活用のための手続きを実施する。

c) 映像・画像資料の多言語化

海外移住資料館写真特殊収蔵庫で保管している映像・画像資料のうち、特に海外での利活用ニーズが高い資料について、外国語（スペイン語およびポルトガル語）の翻訳・字幕を付し、海外の日系資料館での展示、日系社会におけるイベント、在日日系人を含むイベント等で広く活用可能な形態にする。

② 一般収蔵庫および写真特殊収蔵庫の収蔵物品の保守業務

既契約を含む業務全般として一般収蔵庫、写真特殊収蔵庫等に収蔵されている資料の効果的な利活用に向けた適切な保存・管理のために必要な業務を行う。このうち本契約で行う主な業務は以下のとおり。

a) 映像・画像資料の補修・デジタル化保存

海外移住資料館写真特殊収蔵庫では、移住者募集のための広報、初期の移住地形成の様子などを含む貴重な歴史資料である「写真・フィルム（アルバム約500冊）」、「スライド（約30箱）」、「16mmフィルム（153箱）」を開館以来保存している。これらの資料は収蔵庫にて長期間保管されているが、進化した現在の映像・展示機

器に対応できない形態や経年劣化のため展示や貸出等での十分な利活用ができていない。このためこれら映像・画像資料の補修およびデジタル化保存を行う。

b) 脆弱な紙製資料の補修・保存・デジタル化

所蔵している邦字新聞と機関誌類についてスキャナーでのデジタル化を行う。このうち邦字新聞（南米5紙、約15,000部）に関しては紙質が脆弱であるためデジタル化と並行して保存のための補修（脱酸処理）および修復も行い、デジタル化による保存後も、機会に応じて原紙の展示が可能な状態で保存する。

3. 業務の期間

2020年10月中旬から2022年3月末まで

4. 契約金額

各報酬単価、物品単価については、実績もしくは JICA 横浜における類似業務単価基準に基づき積算した見積書を基に、契約交渉を経て決定する。

5. 本業務に係る報告書等の提出

- (1) 業務実施計画書（契約開始時）
- (2) 業務完了報告書（毎月および年度末）
- (3) 経費精算報告書（四半期毎）

受注者は毎月、本契約業務の実施状況を取りまとめ、発注者へ業務実施報告書を提出するとともに機構関係者との定例報告会の場を設けて下さい。

また年度のはじめには当該年度の業務計画書を提出することとし、計画策定にあたって機構関係者との協議の場を設けて下さい。

6. 留意事項

本業務概要は公募時点のもので、詳細については変更となる可能性もあります。

以 上

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
横浜センター 契約担当役
所長 熊谷 晃子 様

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

「2020 年度～2021 年度 JICA 海外移住資料館管理・運営業務委託契約【研究・学芸部門】その3に係る参加意思確認公募について」に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件：

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格若しくは平成 31・32・33 年度全省庁統一資格審査結果通知書(写し)を添付してください。

(2) その他の要件：

下記事項に関連する業務実績がわかる証明書を提出してください。

- ① 日本人の海外移住史および我が国内外の日系社会に精通していること。
- ② 日本人の海外移住の専門資料館としての歴史資料の取り扱い（発見・収集・整理・保存・利活用）に十分な知見を有すること。
- ③ 移民送り出し数の多かった都道府県、日本移民学会会員等の学識経験者および日本人の海外移住を扱う内外の類似施設と太い人脈を有していること。
- ④ 海外移住資料館の所蔵資料全体を十分把握した上で、収集から整理、保存、利活用までの一連のプロセスにおいて一貫した整理分類および利活用の基準・方法を蓄積していること。

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以 上